平成２２年（フ）第９５３１号
大阪市生野区巽西４丁目４番10号
債務者　藤本　雅禎
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５６８号
大阪市平野区瓜破４丁目１番49号　グランドール大鳥301
債務者　藤井　綾子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５７７号
大阪府大東市三箇１丁目13番16号　205号
債務者　中尾　健一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５８４号
大阪市生野区中川１丁目３番３―302号
債務者　松本　佑一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５８６号
大阪市天王寺区味原本町13番10―403号
債務者　鍛野　眞弓
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６１０号
大阪府東大阪市末広町１番14号
債務者　山本　直樹
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６２６号
大阪府八尾市北本町２丁目12番８号
債務者　杉本　君子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６３６号
大阪市都島区中野町４丁目19番16号　奥村第三マンション２Ｃ号
債務者　大川　進義
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６３７号
大阪市都島区中野町４丁目19番16号　奥村第三マンション２Ｃ号
債務者　大川　敬子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６６０号
大阪市西淀川区出来島２丁目９番22―101号
債務者　濵田　優子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６６５号
大阪府門真市上野口町28番１号
債務者　石井　　碧（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６６６号
大阪府高槻市若松町８番26―301号
債務者　秋守　政喜
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６７４号
大阪府吹田市高野台４丁目４番Ｂ91―603号
債務者　坂ノ上美千代
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６７６号
大阪市中央区糸屋町１丁目３番９号　ロイヤルキャッスル801
債務者　宮脇真理子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６８３号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目10番27号　西田辺シャンティール101号
債務者　上井　良子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６８４号
大阪府吹田市泉町１丁目４番19号
債務者　横山　美穂
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６８５号
大阪市東成区大今里２丁目18番27号
債務者　三宅左余子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４２０号
名古屋市緑区大高町字中ノ島31番地の１
債務者　井原利枝こと　愼　　惠子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部